

・ 機構支援業務等の契約に係る低入札価格調査に関する事務 取扱いについて

(平21.12.10付34-36)

理事長代理（総務人事等担当）
経理資金・業務企画等担当理事 から 募集販売本部長 あて
各支社長
各地域支社長

改正 令和7年3月25日(イ)

標記については、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第366条第2項の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

この通達は、平成21年12月10日から施行する。

記

1 調査基準価格

契約担当役（4(2)を除き、分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、機構支援業務（従来、機構が行うべき業務を代行させるために関係法人と随意契約を行っていた通年的業務について、競争化したものをいう。以下同じ。）等の契約（原則として予定価格が1千万円を超えるもの、かつ、契約担当役が必要と認めるものに限る。）を競争入札に付した場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が予定価格に7/10を乗じて得た額（これにより難しいものについては、経理資金・業務企画等担当理事と協議して決定した額。以下「調査基準価格」という。）に満たない場合には、発注担当部門に命じて、記2に規定する調査を行うものとする。(イ)

2 調査の実施

記1で命じられた発注担当部門は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査（以下「調査」という。）を行うものとする。(イ)

イ その価格により入札した理由（必要に応じ入札価格の内訳書を徴する。）

ロ 配置予定の技術者等その他当該契約の履行体制

ハ 同種・類似業務の手持ち業務の状況

ニ 過去に受注、履行した同種・類似業務の名称及び発注者

ホ 経営内容

ヘ イからホまでの事情聴取した結果についての調査検討

又 その他必要な事項

発注担当部門は、記2の調査の結果、最低価格入札者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに、その旨を契約担当役に報告するものとする。報告を受けた契約担当役は、直ちに、最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。(イ)

(1) 発注担当部門は、記2の調査の結果、最低価格入札者がした入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、調査の結果を記載した書面（以下「調査書面」という。）を作成し、契約担当役及び(2)に規定する契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。(イ)

契約担当役及び契約審査委員は、発注担当部門から意見を求められたときは、調査書面の審査を行い書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は多数決によるものではなく、個別の意見を表示するものとする。

(4)

(1) 契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が契約担当役の意見（その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、契約担当役は最低落札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

(2) 契約担当役は、契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたことについて、合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とする事ができるものとする。

(3) 契約担当役は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者とならない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった

旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。なお、この場合の通知は文書によるものとする。

7 本社への報告

契約担当役は、次順位者を落札者としたときは、遅滞なく当該契約の落札者決定に係る調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、理事長あて報告するものとする。

以 上